十　法第二条第五号ホに掲げる旅客不定期航路事業者（次号に掲げる者を除く。）	第十号様式
十一　法第二条第五号ホに掲げる旅客不定期航路事業者のうち同条第六号ニに掲げる施設を設置し、又は管理するもの	第十号様式及び第十一号様式
十二　法第二条第五号ヘに掲げる者	第十二号様式
十三　法第二条第五号トに掲げる者のうち同条第六号ニに掲げる施設を設置し、又は管理するもの	第十一号様式
十四　法第二条第五号トに掲げる者のうち同条第六号ホに掲げる施設を設置し、又は管理するもの	第十三号様式

四　規則第二十三条の国土交通大臣が定める様式は、次の表の上欄に掲げる公共交通事業者等の区分に応じ、同表の下欄に掲げるものとする。

一　法第二条第五号イに掲げる者	第十四号様式及び第十五号様式
二　法第二条第五号ロに掲げる者	第十六号様式及び第十七号様式
三　法第二条第五号ハに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業者（次号に掲げる者を除く。）	第十八号様式
四　法第二条第五号ハに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業者のうち専用バスターミナルを設置し、又は管理するもの	第十八号様式及び第十九号様式
五　法第二条第五号ハに掲げる一般貸切旅客自動車運送事業者のうち貸切バス車両（移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令（平成十八年国土交通省令第百十一号。以下「公共交通移動等円滑化基準省令」という。）第二条第一項第十三号の二に規定する貸切バス車両をいう。）をその事業の用に供しているもの	第二十号様式

十　法第二条第五号ホに掲げる旅客不定期航路事業者（次号に掲げる者を除く。）	第十号様式
十一　法第二条第五号ホに掲げる旅客不定期航路事業者のうち同条第六号ニに掲げる施設を設置し、又は管理するもの	第十号様式及び第十一号様式
十二　法第二条第五号ヘに掲げる者	第十二号様式
十三　法第二条第五号トに掲げる者のうち同条第六号ニに掲げる施設を設置し、又は管理するもの	第十一号様式
十四　法第二条第五号トに掲げる者のうち同条第六号ホに掲げる施設を設置し、又は管理するもの	第十三号様式

四　規則第二十三条の国土交通大臣が定める様式は、次の表の上欄に掲げる公共交通事業者等の区分に応じ、同表の下欄に掲げるものとする。

一　法第二条第五号イに掲げる者	第十四号様式及び第十五号様式
二　法第二条第五号ロに掲げる者	第十六号様式及び第十七号様式
三　法第二条第五号ハに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業者（次号に掲げる者を除く。）	第十八号様式
四　法第二条第五号ハに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業者のうち専用バスターミナルを設置し、又は管理するもの	第十八号様式及び第十九号様式
五　法第二条第五号ハに掲げる一般貸切旅客自動車運送事業者のうち貸切バス車両（移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令（平成十八年国土交通省令第百十一号。以下「公共交通移動等円滑化基準省令」という。）第二条第一項第十三号の二に規定する貸切バス車両をいう。）をその事業の用に供しているもの	第二十号様式